



かづの土地改良区だより

秋田県土地改良事業団体連合会第66回通常総会



令和5年度秋田県土地改良功労者表彰(前列右：田口 裕理事長)

団体表彰 金賞
「かづの土地改良区」



個人表彰
理事 石川善衛



令和6年3月18日(月)、秋田県土地改良事業団体連合会第66回通常総会において、良好な運営を行っていることや、女性理事の登用推進に努めたことから当土地改良区が団体表彰:金賞を受賞しました。

また、個人表彰として長年土地改良区の総代、役員として土地改良業務の運営に貢献し課題改善に尽力されたことから、石川善衛理事が受賞されました。

令和6年6月発行
水土里ネットかづの
かづの土地改良区

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL: 0186-23-3762 FAX: 0186-23-8378
メール: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp
ホームページ URL: midorinet-kaduno.org

《令和6年4月1日現在の状況》 組合員数: 2,349名 (内 准組合員4名、施設管理准組合員4名)
賦課面積: 1,917ha (田 1,885 ha、畑 32ha)

令和5年度 通常総代会開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和6年3月8日(金)、午後6時より鹿角市山村開発センター

視聴覚ホールにおいて、令和5年度通常総代会が開催されました。

総代会は、金澤副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に八幡平地区総代の齊藤桂三氏が選任され、議案審議に入りました。会議次第にしたがって令和6年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り、提出された20議案は原案どおり可決されました。

【出席者数】 総代50名中(定数50名中欠員0名)、37名出席、書面議決書9名(出席率92%)



令和6年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため令和6年度は次の事業を行います。

1.維持管理事業

(1)かんがい施設関係 【かんがい期間】開始予定：5月上旬～/終了予定：8月下旬～9月上旬
各地区の頭首工、ため池、揚水機等については管理者を配するなど、かんがいの確保に努める。また、効率的な配水計画を定め、組合員へ徹底した水管理の周知を図る。

(2)用排水関係

用排水路の堰上げ、草払いを実施するとともに、利用上必要な施設の補修や改修等の適正管理を行う。

(3)農業用道路

農道の補修及び敷砂利等を実施し保全を図る。

2.県営事業

(1)毛馬内北部地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業の円滑な推進に努める。

- 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)
- 換地業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。

(2)新規県営土地改良事業地区の推進

※R6.3.8 時点

地区	柴内	道下夕	神田	間瀬川
受益面積	87.9ha	84.9ha	43.9ha	188.2ha
関係戸数	183	168	62	324
同意率	95.0%	88.7%	90.3%	88.0%

(3)ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策)の円滑な推進に努める。

- 一の渡頭首工改修事業(八幡平字小山地内)

事業期間：R3～R7、受益面積：97.9ha、総事業費 711,000 千円(地元負担 4%)

R6 事業内容 ①機械設備工事(洪水吐製作据付) N=1 式

②洪水吐据付土木工事(洪水吐据付、仮設工、護岸工) N=1 式

R6 事業費 230,000 千円(地元負担額 9,200 千円)

- 十和田南地区(末広頭首工)頭首工改修事業(十和田毛馬内字南陣場)

事業期間：R5～R9、受益面積：107.9ha、総事業費 500,000 千円(地元負担 4%)

R6 事業内容 ①左岸側土木工事(護床工、護岸工、魚道工)N=1 式②取水ゲート製作 N=1 式

R6 事業費 152,000 千円(地元負担額 6,080 千円)

(4)基幹水利施設ストックマネジメント事業の円滑な推進に努める。

- 末広堰改修事業(十和田毛馬内字南陣場～十和田末広字紀ノ元)

事業期間：R6～R11、受益面積：107.9ha、総事業費 203,000 千円(地元負担 9%)

幹線用水路 1259.9 m³

R6 事業内容 ①測量設計 R6 事業費 15,000 千円(地元負担額 1,350 千円)

令和6年度一般会計収支予算の議決

単位：円

予算科目(収入)	本年度予算額	前年度予算額	前年比	予算科目(支出)	本年度予算額	前年度予算額	前年比
土地改良事業収入	66,349,000	69,708,000	▲3,359,000	土地改良事業費	7,404,970	6,582,000	822,970
附帯事業収入	1,104,000	1,086,000	18,000	附帯事業費	228,000	228,000	
基本財産運用収入	5,000	5,000		一般管理費	39,607,000	39,182,000	425,000
特定資産運用収入	4,000	4,000		土地改良事業負担金	17,431,000	11,952,000	5,479,000
補助金等収入	28,179,000	83,647,000	▲55,468,000	借入金返済	33,684,000	97,679,000	▲63,995,000
業務受託料収入	1,732,000	1,450,000	282,000	支払利息	134,000	173,000	▲39,000
雑収入	2,066,000	2,738,000	▲672,000	基本財産積立	5,000	5,000	
借入金収入	6,850,000	2,001,000	4,849,000	特定資産積立	7,872,000	9,623,000	▲1,751,000
基本財産取崩収入	0	0		固定資産取得支出	500,000	500,000	
特定資産取崩収入	5,040,000	8,029,000	▲2,989,000	予備費	26,188,047	3,744,000	22,444,047
固定資産売却収入	0	0		支出合計	133,054,017	169,668,000	▲36,613,983
緑越金	21,725,017	1,000,000	20,725,017				
収入合計	133,054,017	169,668,000	▲36,613,983				

令和6年度賦課金徴収の議決

令和6年度における、かづの土地改良区の経費は、定款第34条及び第35条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10a当たり)			(☆1)末広地区・(☆2)八幡平地区維持管理賦課金 詳細			
土地改良区の運営に要する常費	事務費	地区内の田	2,000円	(☆1)末広地区	大湯川内	700円	
		地区内の畠	1,000円			500円	
		十和田南(末広)事業地区	300円			1,000円	
		一の渡事業地区	300円			1,200円	
		毛馬内北部事業地区	300円			100円	
		道下夕事業地区	300円		長内下頭首工	300円	
		間瀬川事業地区	300円		長牛	150円	
		柴内事業地区	300円		中央地区	300円	
	維持管理費	花輪地区	地区内の土地		県営3区左岸	400円	
		十和田地区	//		県営3区右岸	150円	
借入償還金等	特別賦課金	瀬の沢地区	//		県営1区夏井	200円	
		間瀬川地区	//		宮麓地区	100円	
		(☆1)末広地区	//		松館揚水機	3,000円以内	
		(☆2)八幡平地区	//				
		花輪地区	245円				
		花輪地区	1,854～5,454円	(☆2)八幡平地区			
		高尾地区	5,622円				
		末広地区	9,716円以内				
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業				
		腰廻地区	ため池等整備事業(河川応対)				
賦課期日	令和6年10月1日						
徴収期限	令和6年11月29日						
徴収方法	かづの農業協同組合と委託契約に基づき徴収 又は、本土地改良区において直接徴収することになっております。						
賦課基準日	令和6年4月1日現在の土地原簿の地積による。						

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています！

農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、

今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。 かづの土地改良区 ☎(0186)23-3762



土地改良区からのお知らせ

◎農業用用水の節水にご協力をお願いします

昨年の記録的な雪不足によるかんがい期の水不足が予想されます。多くの用水を必要とする重要な時期となりますので、下流まで効率的に有効に導水出来るように、組合員の皆様及び地域全体で節水と調整に心がけ、計画的な使用へのご協力を願いいたします。

また、「掛け流し」は地域全体の水不足につながりますので絶対に行わないようお願いいたします。

◎農業用用水路への不法投棄は罰せられます

農業用水路にゴミなどの不法投棄が多く見られます。大小様々な生活ゴミや草刈り作業によって出た刈り草等の投棄は、用排水路のつまりや、水路の悪臭、用水が溢れる原因となります。水路管理に非常に困りますので、ゴミの適切な処理にご協力を願いいたします。



◎相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から、所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが 大きく変わり、相続登記の申請が義務化されました。

【相続登記の申請の義務化に関する基本的なルール】

相続によって不動産を取得した相続人は、その不動産を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

※法務省ホームページ

「所有者不明土地解消に向けた民事基本法制の見直し(民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)」 (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)



21世紀土地改良区創造運動活動報告

平成13年度に始まった「21世紀土地改良区創造運動」は、全国各地で多様な取り組みが展開されています。この運動は「水土里ネットから地域へ」発信する外部運動で、国、県、市町村の関係行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

「水土里ネットかづの」も平成15年から小学生を対象として、農業体験や施設説明など水土里ネットの活動をPRしています。

◎柴平小学校農業体験学習(田植え)

田植え体験授業(6.5.27)

今年も小学5年生児童27人が、地域の指導者のもと手植え体験を行いました。1列になり、型を付けた田んぼに順々に苗を植えていきました。田植えをするのが初めての児童が大半でしたが、みんなで声を出しながら楽しく作業を行いました。「農」について考える貴重な体験になったようです。



◎柴平小学校農業体験学習(稲刈り)

稲刈り (R5.9.29)

昨年9月、稲刈り鎌を使った手刈体験と、コンバインでの作業の見学を行いました。初めて鎌を使う児童が多く稻を切るのに最初は苦労していましたが、すぐにコツをつかみ、皆上手に刈り取りを行っていました。笑い声あふれる楽しい作業になりました。



組合員の皆様

～土地改良区への届出、忘れていませんか？～



耕作地の移動、組合員資格の変更には届出をお願いします。

農業委員会や市町村、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区への届出がなければ、改良区の台帳は変更が行われません。

(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届け出がない場合、変更前の状態で賦課されることになりますので、右記のような変更があった場合は、必ず改良区への届け出をお願い致します。詳しくは、改良区へお問合せ下さい。

TEL 23-3762

1.組合資格の変更

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・貸借権・利用権等で資格が移った場合

2.賦課金の口座振替

口座番号を変更、解約した場合

3.農地転用、地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等にする場合
- ②農地を地目変更(田を畑に変えるなど)する場合

4.施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水を行う場合
- ②農道占用を行う場合

注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます

改良区地区内の農地を売買するときや、組合員の資格を交代する場合に、その土地に滞納賦課金があると、新しく土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。(土地改良法第42条第1項 権利義務の承継及び決済)後でトラブルが生じないように、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようお願いします。

役員変更のお知らせ

令和6年1月9日一身上の都合により、佐藤大介監事が辞任されました。
その後、令和6年2月6日に役員補欠選挙が執行され、和田学さんが当選し、令和6年2月16日から員外監事に就任されました。

役員任期は、令和6年2月16日から令和9年7月13日です。



R6.5.30[ゴミゼロ]運動実施しました

秋田県土地改良事業団体連合会（水土里ネット秋田）が毎年5月30日を「ゴミゼロ」の日と定め、ゴミ投棄の禁止を広くアピールする活動として行われています。

今年は初めて小坂町を開催場所とし、ばれいしょほ場近くの農道のゴミ拾いを行いました。

また、ばれいしょ栽培に係る大型設備機器等の見学も行いました。



小坂町荒谷字手紙沢地内